

長久手市文化の家運営委員会設置要綱

(設 置)

- 第1 長久手市文化の家の芸術創造事業、文化振興施策及び円滑な管理運営等にかかる専門的な諮問機関として長久手市文化の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組 織)

- 第2 運営委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者について長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識を有する者
 - (2) 公共団体等代表者又は推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民

(委員長)

- 第3 運営委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

- 第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

- 第5 運営委員会は、次に掲げる事項をその職務とする。
- (1) 長久手市文化の家の運営において、長久手市文化芸術マスタープランとの整合を図ること。
 - (2) 長久手市文化の家の適正かつ円滑な運営を図るため、組織、管理、事業及び予算の考え方、利用等に係る基本的方針について審議すること。
 - (3) 教育委員会の求めに応じ、長久手市文化の家条例第4条から第9条までに定める利用及び使用に関する「利用審査会」を開き、事例に応じて審議すること。

(4) 住民参画事業にかかることについて審議すること。

(5) その他、委員長が必要と認める事項について審議すること。

2 前号に係る方針及び内容の決定については、委員の合意によるものとする。

(会 議)

第6 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

ただし、第2第2項第2号の委員が書面により代理者に権限を委任した場合は、当該代理者を出席委員とみなす。

3 委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めるときは、第2に規定する委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

4 運営委員会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第7 運営委員会の庶務は、長久手市文化の家主管課において処理する。

(雑 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は教育委員会がこれを定める。

(附 則)

この要綱は、平成10年9月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第２第２項及び第５第１項第３号に関する規定は、平成２５年７月１日から適用する。なお、改正前の長久手市文化の家運営委員会設置要綱に基づき、平成２５年７月１日以前に教育委員会から委嘱された者で、それ以後任期のあるものについては、市長から委嘱されたものとみなす。

(附 則)

この要綱は、平成２８年５月６日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和６年１０月９日から施行する。